

地縁団体認可 ハンドブック



岐 阜 市

地縁団体による財産登記

1. 地方自治法一部改正にいたる経緯

自治会、町内会等については、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置付けられてきました。

こうした権利能力のない社団の資産については、構成員全員に帰属するものですので、構成員全員の名において登記することが困難なことから、代表者等の名義により登記が行われてきました。

しかし、個人名義による登記については、財産上のトラブルが絶えず、各方面から、これについての解決策が求められていました。

国会においても、昭和44年2月26日の衆議院予算委員会をはじめとして自治会、町内会等の不動産登記上の問題解決が求められていました。

こうした動向を受けて自治省（現総務省）においては関係機関と検討を進めてきましたが、平成2年6月2日、この点に関する地方自治法の一部を改正する法律案を国会に提出しました。

そして、平成3年3月12日の衆議院地方行政委員会で提出された議員修正案を含めて3月26日成立し、同年4月2日公布施行されました。

2. 地縁による団体の定義

この改正により法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体です。

つまり、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義しています。

この地縁による団体は、一定の地域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものであるため、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会、婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではありません。

3. 認可申請手続きについて

- (1) 認可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行われるものです。
- (2) 当該団体は、団体の総会において認可を申請する旨の決定を行う必要があります。

4. 認可を受けた団体の権利能力

市町村長の認可を受けた地縁による団体は、「その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」としております。

この「権利を有し、義務を負う」とは法律上の権利義務の主体となることを意味するものであって、認可を受けた地縁による団体は法人格を有するものです。

5. 認可申請に必要な書類について

(1) 規約

規約には、次の事項が記載されていなければなりません。

ア 目的

『良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと』が目的である旨を記載するものであり、**特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。**

ただし、規約に定める目的の範囲内において団体が権利義務を有することから『目的』は、地縁による団地の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできるかぎり具体的に定めることが望ましいものです。

イ 名称

地方自治法上においては何の制約もありません。例えば『地縁による団体』といった用語を名称に用いなければならないということではありません。

ただし、他の法令において名称独占規定がある場合（例えば〇〇商工会など）は、当該規定に従う必要があります。

ウ 区域

区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定めることとされています。このため、当該地縁による団体の構成員だけでなく、当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であり、例えば、河川・道路等により区画が画されていることなどをいうものです。したがって、規約や認可の申請書類において、団体の区域は、町・字・地番による表示のみならず、河川や道路等による区域の表示も認められます。

エ 事務所の所在地

事務所とは、地縁による団体について1か所設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が、当該地縁による団体の住所となるものです。

この事務所の所在地については、地方自治法上は特段の制約等はなく、例えば、代表者の自宅としてもよいし、集会施設の所在地としてもかまいません。

オ 構成員の資格に関する事項

構成員の資格については、当該区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得るものであること及び当該地縁による団体は、正当な理由がないかぎり区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

なお、地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有する以外には、年齢・性別等の条件は存在しません。

認可を受ける地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られていますが、このことは、区域に住所を有する団体・組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではありません。

すなわち法人等については、団体の意思決定への参加や直接の行動は行わないものの、様々な支援等を行う関係から、『賛助会員』等の位置付けによるこれらの主体の参画は、可能と考えられます。

同様に、構成員を『世帯』とすることも認められないことに留意する必要があります。また、構成員はあくまで『区域内に住所を有する個人』に限られることから、区域外に住所を有する個人は構成員になることができません。

その他、『構成員の資格に関する事項』として、加入・脱退等の資格の得喪に係る手続き事項等を定めることが望ましいものです。

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委託する事務等について規定するものです。

代表者の権限・代表者の権限に加える制限等に関しては民法の規定（第52～57条）が準用されており、この事項を定めるについては、これらの準用規定に留意する必要があります。

キ 会議に関する事項

地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等を定めるものです。この通常総会、臨時総会の招集・議決等についても民法の規定（第60～66条）が準用されているので、これらの規定に留意する必要があります。

ク 資産に関する事項

資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成及び取得、処分等

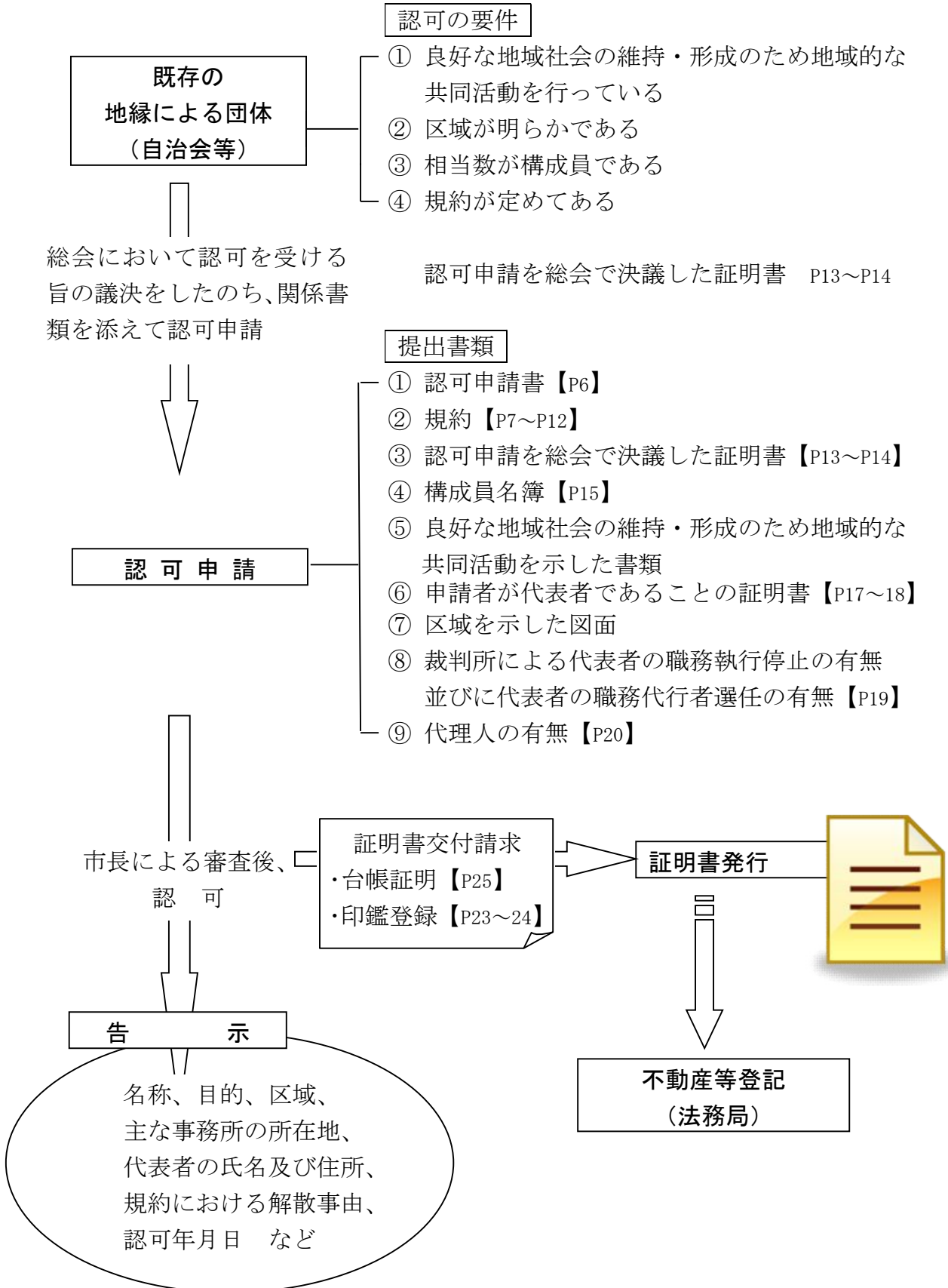
の管理方法等を定めるものです。

この事項については、民法第51条が準用されていることから、地縁による団体は、財産目録を作成することとされているところですが、資産の構成（固定資産・流動資産を問わない。）のみならず、経費の支便等その管理についても定めるものです。

なお、この場合、資産の構成は、例えば『資産の構成は別に定める資産目録による』とすることも可能です。

- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印したもので足りる。
- (3) 構成員の名簿
構成員全員の氏名・住所を記載したものです。
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
一般的には、総会に提出された年度事業報告書や収支決算書等の当該団体の活動実績を示す報告書等で足りるものと考えられます。
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類
申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの、及び申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写しで、申請者本人の署名・押印のあるものです。

地縁による団体の認可申請の流れ



〔様式1〕

申請書様式（第十八条関係）

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

認可を受けようとする地縁による団体の
名 称 及 び 主 な 事 務 所 の 所 在 地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類に添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇〇自治会規約（参考例）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、〇〇〇町内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、〇〇〇自治会という。

（区 域）

第3条 本会は、次に掲げる区域を活動の範囲とする。

岐阜市〇〇〇〇〇〇区域内

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、岐阜市〇〇〇丁目〇〇〇番地の公民館内に置く。

（事 業）

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1） 本会所有財産の管理及び処分に関するための事業
- （2） 地域住民の親睦と福祉を増進するための事業
- （3） 交通安全に関すること
- （4） 恒例事業の執行
- （5） 広報資料の配布と周知徹底
- （6） その他目的達成のための諸事業

第2章 構成員

（構成員）

第6条 本会は、第3条に規定する区域内に住所を有する個人をもって構成する。

（構成員名簿）

第7条 本会は構成員名簿を作成し、常にこれを事務所に備え置くものとする。

2 代表者は、構成員名簿の変更を要する場合は、ただちにこれを訂正するものとする。

（会費等）

第8条 構成員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費は、社会情勢等により、総会において金額の変更をすることができる。

(入会及び退会)

第9条 第3条に規定する区域内に住所を有する者は、本会への入会及び本会からの退会にあたり、正当な理由なくしてこれを拒まれることはない。

2 退会する場合は、一切の権利を放棄するものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名
- (5) その他の役員

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において構成員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、自治会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、会長の命を受けて本会の出納、その他の会計事務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令もしくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選挙された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会)

第14条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とし、この規約に定めるもののほか、本会の事務及び資産の管理執行に関する基本的な事項を決定する。

(開催)

第15条 通常総会は毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 構成員の5分の1以上の者から、総会の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があった場合

(3) 監事が第12条第3項第4号の規定に基づいて招集する場合

(招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求のあった日から15日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会開催の場所及び日時は、総会に付すべき事案とともに、開会の日の少なくとも5日前までに、会長がこれを構成員に通知しなければならない。

(総会の運営)

第17条 総会は、構成員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 総会の議長は、その総会において出席した構成員の中から選出する。

3 総会の運営に関し、その他必要な事項は、総会の議決により定める。

(議決)

第18条 総会議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び総会に出席した構成員の数（書面表決者及び表決

委任者を含む。)

- (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費、入会金、その他の収入

(資産の管理)

第22条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第25条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書及び、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第28条 この規約は、総会において、構成員総数の4分の3以上の同意を得、かつ岐阜市長の認可を受けなければ変更ができない。

(解 散)

第29条 本会は、総会において、構成員総数の4分の3以上の同意をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散のときに有する残余財産は、構成員総数の4分の3以上の同意をもって、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 補 則

(雑 則)

第31条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が総会の承認を得て定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(別 紙)

会費等の規定 (参考例)

- 1 入会金及び会費については以下のとおりとする。ただし、複数の構成員が同居、生計を一にする世帯を構成している場合は、1世帯で1構成員の会費を納入するものとする。
- 2 自治会入会金 ○○○円
 (借家の場合) ○○○円
- 3 自治会月会費 ○○○円
 ただし、母子家庭(子供が未成年の場合)及び独居老人(65歳以上)は半額とする。



〇〇〇自治会総会 会議録 (参考例)

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時〇〇分開会
午後〇〇時〇〇分閉会
- 2 場 所 岐阜市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇公民館
- 3 構成員 人
出席者 人 (委任状による出席者を含む。)
(欠席者 人)
- 4 総会に付した議案
 - (1) 議長の選出について
 - (2) 議事録署名人の選出について
 - (3) 議案
 - ア 〇〇自治会規約の一部改正について
 - イ 地方自治法第260条の2第2項の規定する地縁による団体の認可申請について
 - ウ 役員〇〇〇〇を会の代表にすることについて
 - エ 自治会区域の変更について
- 5 議 事
 - (1) 開会
 - (2) 議長選出
『会長一任』との声により、会長が〇地区〇〇〇〇氏を議長に選出。
 - (3) 議事録署名人選任
『議長一任』との声により、議長が〇〇地区〇〇〇〇氏、〇〇地区〇〇〇〇氏を選任。
 - (4) 議事
 - ア 〇〇自治会規約の一部改正について
標記のことについては、別添資料のとおり賛成多数により承認可決。
 - イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第2項の規定する地縁による団体の認可申請について
〇〇公民館の敷地及び建物を登記するため標記認可申請については、

賛成多数より可決。

ウ 役員〇〇〇〇を上記イにかかる会の代表者とするについては、賛成多数で同意。

エ 区域の変更について

当自治会の区域を別図のとおり変更することについて賛成多数で承認。

以上、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印をする。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇 〇 〇 〇

議事録署名人 〇 〇 〇 〇

〃 〇 〇 〇 〇

上記は、 〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇自治会総会の会議録であることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会 会 長 〇 〇 〇 〇

〃 副会長 〇 〇 〇 〇

権限（権利）について

地上権：

他人の土地において、建物などの工作物または竹木を所有するために、その土地を使用する物権。

永小作権：

永小作（他人の土地で長期間耕作や牧畜をする権利）をする権利。

地役権：

ある土地の便益のために、他人の土地を利用する物権。契約によって設定される。他人の土地を通行したり、そこから引水したりする権利など。

先取特権：

法律の定めた特殊な債権を有する者が、債務者の総財産または特定の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける担保物権。

質権：

債権者が債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して、債務者の弁済を間接的に促すとともに、弁済されない場合にはその物から優先弁済を受けることを内容とする担保物権。

抵当権：

担保となっている物を債務者のもとに残しておきながら、債務が弁済されないときにはその物から債権者が優先的に弁済を受けることを内容とする担保物権。

貸借権：

賃貸借契約に基づき、賃借人が契約の目的物を使用・収益する権利。

採石権：

他人の土地で岩石・砂利を採取する権利。

_____自治会は、別添のとおり、 年 月 日に
総会を開催し、地方自治法第260条の2第2項の規定により認可申請するこ
とについて議決し、下記の者を本件申請に関する代表者とすることを定めた。

自治会代表 住 所 岐阜市
氏 名 _____

年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、
年 月 日開催の議会の議決に従い、本件申請に関する_____自治会の代表者になることを承諾します。

年 月 日

住 所 岐阜市

氏 名 _____

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

団体の名称 _____

代表者名 _____

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

* 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

代理人の有無

団体の名称 _____

代表者名 _____

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏 名
住 所

(2) 無

* 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

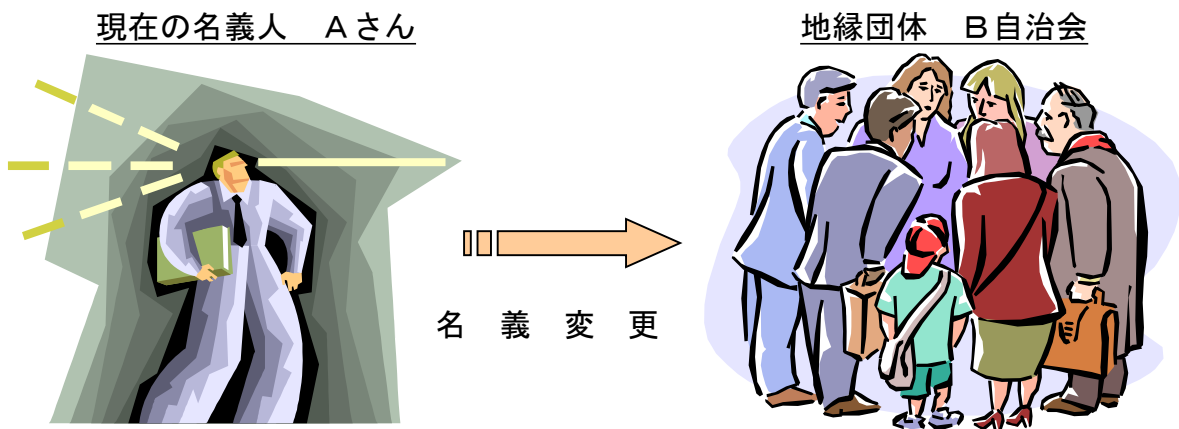
第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

税金について

地縁団体名義で登記を行う場合には、以下のように課税となります。ただし、状況によってはこの限りではありません。(あくまでもモデルケースですので、必ず事前に関係機関に確認してください)。

名義をAさんからB自治会へ変更する場合：



・土地などをB自治会に売却した場合には、所得税が課税されます。
 ・売買でなく、寄付でもみなし譲渡扱いとなり、課税対象となる場合があります（Aさんに税金がかかります）。ただし、減免の対象となる場合があるので、事前に必ず税務署に確認してください。（担当：各税務署）

・不動産を取得したことにより、不動産取得税の対象となります（B自治会に税金がかかります）。
 （担当：岐阜県税事務所 不動産取得税第一係）
 ・不動産登記を行うとき、登録免許税が課税されます。（担当：岐阜地方法務局）
 ・固定資産税の取り扱いについては資産税課にお問い合わせください。

関係機関問い合わせ一覧

- | | | |
|----------------|----------------|-----------|
| ・ 岐阜北税務署（JR以北） | 岐阜市千石町1-4 | ☎262-6131 |
| ・ 岐阜南税務署（JR以南） | 岐阜市加納清水町4-22-2 | ☎271-7111 |
| ・ 岐阜県税事務所 | 岐阜市藪田南5丁目14-53 | |
| ・ | 不動産取得税第一係 | ☎214-6914 |
| ・ 岐阜地方法務局 | 岐阜市金竜町5-13 | ☎245-3181 |
| ・ 岐阜市役所 資産税課 | 岐阜市司町40-1 | ☎265-4141 |

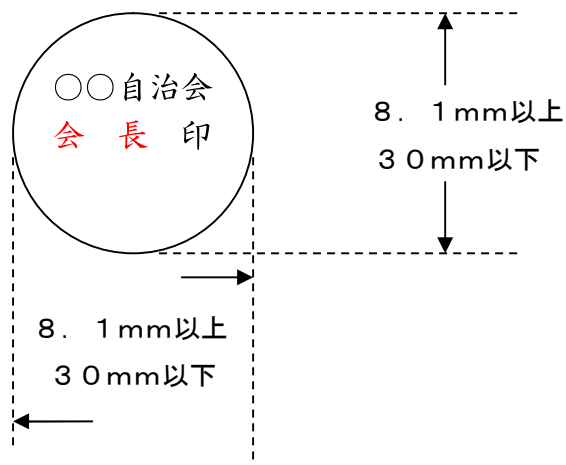
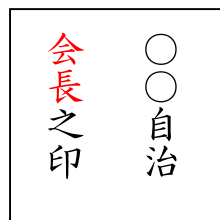
認可地縁団体の印鑑について

以下のいずれかにあてはまるものは、印鑑として登録できません。

1. ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
2. 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
(8. 1mm以上30mm以下の印鑑にしてください)
3. 印影を鮮明に表しにくいもの

その他注意事項

- ・ 印鑑は角印でも丸印でも構いません。



様式第1号(第2条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

登録しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主な事務所の所在地			
	(資格)氏名	() 印	生年月日	年 月 日
	住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 代理人

住所 氏名 印

(注意事項)

印鑑証明書を添付してください。

- この申請は、本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- (資格)氏名欄の氏名の次に押印する印は、当市において登録されている代表者等の個人の印を使用して下さい。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印して下さい。)
- (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入のうえ、代理人の印を押印して下さい。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

登録されている 認可地縁 団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主な事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
	氏名			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本人
 代理人

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入のうえ、押印して下さい。

証明書交付請求書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

請求者 住所

氏名

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定に基づき下記事項について、証明書の交付を請求します。

記

団体の名称	
主な事務所の所在地	

1 台帳証明 _____ 通 _____ 交付番号 _____

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

地縁による団体の名称及び

主な事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

総会の議事録等を添付してください。

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

認可時の告示事項に変更があった場合、この申請書の提出が必要です。

なお、認可時の告示事項は

- ① 名称
- ② 目的
- ③ 区域
- ④ 事務所
- ⑤ 代表者の氏名・住所
- ⑥ 解散事由 などです。

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

地縁による団体の名称及び

主な事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

認可時の規約に変更があった場合、この申請書の提出が必要です。

Q&A

Q 1 自治会が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 1 地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な条件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民の皆さんが自主的に活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A 2 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q 3 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 3 マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても、認可の対象となることはありません。

*別に「建物の区分所有者等に関する法律」に基づく「管理法人組合」の制度があります。

Q 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にどのような活動なのでしょう。

A 4 その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝た

きり老人等への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

Q 5 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A 5 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q 6 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A 6 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には、年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととなっています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

Q 7 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A 7 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

【発行】

岐阜市市民協働推進部市民活動交流センター
〒500-8076 岐阜市司町40-5

☎058-214-4791

E-mail: comm-act@city.gifu.gifu.jp

〈参考文献〉

「自治会、町内会等法人化の手引 第3次改訂版」
(令和3年11月11日)

編集：地縁団体研究会

発行所：株式会社 ぎょうせい